

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中旬に納税（納入）通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書をご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で収入の減少などにより納付が困難な方は、前年中の所得に応じて、保険税・保険料の減免を受けることができます。減免の詳細につきましては、通知書に同封する案内をご確認ください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料） ☎28・0917
保険課介護グループ（介護保険料） ☎28・01000

国民健康保険、後期高齢者医療及び各種福祉医療の受給者証等の更新

現在ご使用の国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の有効期限は、7月31日（日）です。

8月1日（月）から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

◆国民健康保険 「70歳から74歳までの方」 ①高齢受給者証

昨年の所得に応じて自己負担割合を判定し、7月中旬に送付します。受給者証は70歳に到達した翌月（1日）が誕生日の方はその月）から使用するものです。新たに対象年齢に到達される方には、事前に送付します。

②限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証
昨年の所得に応じて交付できるかどうかを判定し、対象となる方にのみ、7月中旬に送付します。

「70歳未満の方」 ①特定疾病療養受療証

認定疾病名が「人工腎臓（人工透析）を実施している慢性腎不全」の方は、昨年の所得に応じて自己負担限度額を判定し、受療証を7月中旬に送付します。

②限度額適用・標準負担額減額認定証ま

または限度額適用認定証

8月以降も認定証が必要な方は役場1階3番窓口保険課で申請してください。

◆後期高齢者医療

新しい保険証（赤茶色）を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日（月）以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

◆後期高齢者福祉医療

更新手続きのご案内を7月中旬に送付します。郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼必要書類

個人により異なりますので、案内文で確認してください。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917

Info 後期高齢者医療制度 2割負担の導入

令和4年10月1日（土）から後期高齢者医療制度において、医療費の窓口負担割合に2割が加わります。一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

それに伴い、新しい保険証を今年度は全員に2回送付します。

7月中旬に送付する保険証（赤茶色）の有効期限は令和4年9月30日（金）までです。10月以降は、9月に改めて送付する保険証（青色）をお使いください。

ご自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月に届く2回目の保険証でご確認ください。

制度に関するご質問は、コールセンターまでお問い合わせください。

▼問合せ

あいち後期高齢者医療コールセンター
☎0570・011・5588
（7月11日～12月28日まで（土日祝を含む） 午前8時45分～午後5時15分）
保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917

Info 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方の傷病手当金の適用期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方で、新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等があり感染した疑いにより仕事に行けなかった場合、傷病手当金を支給しています。

この制度の適用期間を令和4年9月30日まで延長します。

▼問合せ 保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917